

いじめの重大事態にかかると調査報告書

令和8年1月29日

■■■■■■■■■■ 小学校いじめ調査委員会

目 次

第1	本件調査の経緯及び内容	1
1	本調査の経緯	1
2	調査組織の構成	1
3	調査の目的	1
4	対象児童及び関係児童	1
5	調査の内容	1
第2	調査により把握した事実	2
1	調査により把握した事実の経過	2
2	いじめにかかる事実	4
3	いじめの認定	5
第3	本事案の背景・見立て	6
第4	学校及び市教委の対応	6
第5	再発防止策の提言	7

第1 本件調査の経緯及び内容

1 本調査の経緯

■■■■小学校（以下「本件学校」という。）の第1学年に在籍する対象児童（以下「A」という。）について、令和7年6月6日及び9日、Aの保護者から、Aが同級生から追いかけて回される、トイレに閉じこめられるなどのいじめを受け、命に関わる発言をしているとの申し出を受けた。

そこで、本件学校は、本事案について、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項における重大事態と認定し、同年6月18日に鎌倉市教育委員会（以下「市教委」という。）へ報告し、本調査を開始することとした。同年8月25日、市教委は鎌倉市長に対し、本事案にかかる重大事態が発生した旨の報告をした。

2 調査組織の構成

(1) 調査主体

調査は、調査の主体を本件学校として調査することとした（文部科学省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（令和6年8月改訂版、以下「ガイドライン」という。）20ページ、鎌倉市『鎌倉市いじめ防止基本方針』（令和7年7月改定）15ページ）。

(2) 調査委員の構成

本委員会は、本件学校に設置されている学校いじめ対策組織「いじめ防止等対策委員会」の構成員、及び、市教委の附属機関であるいじめ調査委員会（鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例）の委員のうち以下の者で構成する。

役職	氏名	職名・職歴
委員長	■■■■	本件学校 校長
委員	■■■■	本件学校 教頭
委員	■■■■	本件学校 教諭（児童支援専任、教育相談コーディネーター）
委員	■■■■	本件学校 教諭（教育相談コーディネーター）
委員	福井 正仁	大学職員

3 調査の目的

本調査の目的は、本事案における事実関係を解明し、それを踏まえて、重大事態への対処並びに学校及び市教委の本事案への対応の問題点を明らかにし、同種事案の再発の防止を図ることにある（法第28条第1項本文、文部科学大臣決定『いじめの防止等のための基本的な方針』（平成29年3月14日改訂）35ページ、ガイドライン3ページ参照）。

なお、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものではないことを付言する。

4 対象児童及び関係児童

対象児童A：■■■■

関係児童：■■■■（以下「B」という。）、■■■■（以下「C」という。）、■■■■（以下「D」という。）、■■■■（以下「E」という。）、■■■■（以下「F」という。）、■■■■（以下「G」という。）、■■■■（以下「H」という。）、■■■■（以下「I」という。）、■■■■（以下「J」という。）（いずれもAと同学年）

5 調査の内容

(1) 調査の対象

本調査では、Aの保護者からの令和7年7月1日付「いじめの重大事態調査に係る申立」に記載さ

れた下記事項を中心に調査を実施することとした。

また、「重大事態への対処並びに学校及び市教委の本事案への対応の問題点を明らかにし、同種事案の再発の防止」を検討するために、各児童を取り巻く下記事項に関連する各児童及び各保護者の事実関係、各児童の背景事情、学校及び市教委の対応についての事実関係を調査の対象とすることとした。なお、下記事項はAの保護者から調査の要望のあった事項である。

- ①令和7年4月から6月にかけて、複数児童から、「A退治」などと称し、休み時間の度に廊下で追いかけて回り、叩く、手を引っ張る、トイレに閉じ込めるといった行為を受けた。
- ②同時期に複数児童から、廊下や階段踊り場で通せんぼをされ、体を投げられるなどされ、頭部を負傷した。
- ③同時期に複数児童から、嫌な名前と呼ばれ、止めてと言っても止めてくれなかった。
- ④同時期に複数児童から、トイレに行くことを妨害された。

(2) 調査の方法

ア 資料の検討

各保護者、本件学校、市教委などの関係機関から提供された資料の検討を行った。

イ 関係者の聴取

B、C、D、E、F、G、H、I、Jの各保護者、Aが在籍していた幼稚園の担当教諭から聴取を行った。

なお、Aについては、Aの状況を考慮して、聴取を行わなかった。

(3) 調査の経過

本委員会において、本事案にかかる調査のために行った協議及び聴取の活動経過は以下のとおりである。

日時	事項	内容
令和7年 8月5日	協議	調査の進め方
令和7年 8月28日	協議	同上
令和7年 9月17日～ 10月10日	B、C、D、E、F、G、H、I、Jの各保護者、 Aが在籍していた幼稚園の担当教諭から聴 取	
令和7年 12月10日	協議	調査の進捗状況・内容の確認・ 検討、今後の調査の確認
令和8年1月 7日	協議	同上

第2 調査により把握した事実

調査した結果、把握できた事実は以下のとおりである。なお、本調査における事実認定は、本調査の目的を達成するうえで必要な限度で事実関係を明らかにしたものであること、また、本調査委員会には強制的な調査権限はなく、限られた調査の中で事実認定しているものであることから、裁判手続における申し立ての事実認定とは一致しない場合があることを留意されたい。

1 調査により把握した事実の経過

- (1) 本件学校に入学前、A、C、E、FはX幼稚園に通園していた。

幼稚園に通園している際、Aは、友達と遊んでいて、思い通りにならないと友達に対して叩くなどの行為に及ぶことがあった。年長時の2学期から叩くなどは少なくなったが、気分がのらないと部屋から出て行ったり、友達の近くで大きな声を出したりすることもあった。感情をうまく表現することが難しい場面もあった。

Cの保護者は、Cからの聴き取りとして（以下、保護者が聞き取った児童が述べたことは単に児童が述べたとの記述とする。）「年長時、カード遊びをしていた際に、Aが負けそうになり、『いやだ!』と叫んだ。それに驚いて女の子が泣いた。その様子を見たCが『女の子を泣かすな』とAに言うと、AがCの顔を引っかき、CもAをひっかき返したという件があった」と述べている。

Eは、「遊びに入れてもらえないなどの理由で、EはAに引っかかれたり、叩かれたりし、また、Eが転んだ際に他の園児の前でAに『バカじゃん』などと言われたことがある」と述べている。

(2) 本件学校に入学当初の4月頃から、発端・経緯の詳細は不明であるが、Aが他児を追いかける、叩く、蹴るなどの行為が複数回あった。

Eは、「トイレで後ろから足を蹴られたり、Eのカードをぐちゃぐちゃにされても謝ってもらえない、廊下で転んだ際に他児の前で『かっこ悪い』と言われたりした」と述べている。

Fは、「Aに突然パンチされたり、廊下でタックルされたり、追いかけ回されたり、後ろから叩かれたり、トイレで嫌な言葉を言われたりした」と述べている。

Hは、「Aから複数回にわたり、蹴られたり、叩かれたりした。トイレに並んでいるときやトイレから出てきたときに叩かれることもあった」と述べている。

(3) DやGは、他児がAに追いかけられている際に、Aにやめるよう伝え、Aの体を押さえたり、肩を押したりした。

(4) 担任教諭は、入学当初から、Aが出席番号に近い他児とのトラブルが多いこと把握しており、その場で指導や声かけを行うとともに、5月の大型連休に席替えを実施した。

(5) 5月の大型連休後頃から、Eが一人でAに対して大声で驚かせたり、Aを通せんぼしたりするなどしていたが、その後、B、C、F、HがEとともにAを追いかけ、体を押さえたり、手をつかんだり、トイレに追いつめるなどした。また、段ボールで作成した剣や手裏剣を投げたり、「A退治」と大声で言ったりしたことがあった（「A退治」とはGも一回言った。）。BやJは叩いたこともあった（詳細は下記2）。

(6) 同時期に、他児から担任教諭に対し、「Aが蹴った、叩いた、廊下で走った、トイレにこもっている」などの訴えが頻繁になされるようになった。担任教諭がAに話を聞くものの、理由や経緯について、あいまいな答えしか得ることができなかった。

(7) 6月3日の授業参観日の保護者懇談会后、担任教諭がAの保護者に、Aがトイレに閉じこもる行為があること、他児とのトラブルが多いことを報告すると、Aの保護者から、Aは他児から「A退治」と言って追いかけられていると聞いた。

(8) 6月4日、担任教諭は、B～Jの9人の児童に聴き取りをし、行った行為はいじめであって、やっではないことなどを指導した。また、学級全体にも何があったのか聞き、今回のようなことがあったら教員に伝えなければいけないことを指導した。

下校時に、Aの保護者がAを迎えに来たので、担任教諭は、聞き取った内容を伝えるとともに、Aの支援について協議した。

(9) 6月5日、Aは欠席した。

(10) 6月9日、Aの保護者から校長に対し、本件に関する要望書の提出があり、そのなかで、Aが家で命に関わる発言をしていることを伝えられた。

(11) 6月12日、校長からAの学級の保護者に対し、本件事案が発生したこと、指導・支援を進め、再発防止に努めることを文書で通知した。

(12) 6月18日、本件学校は市教委に対し、重大事態が発生したことを報告した。

2 いじめにかかる事実

A の保護者が申し立てた本報告書第1・5（1）記載の各事項については、以下のとおり認定した。

(1) ①について

ア A の保護者からの申立内容

令和7年4月から6月にかけて、A は、複数児童から、「A 退治」などと称し、休み時間の度に廊下で追いかけて回す、叩く、手を引っ張る、トイレに閉じ込めるといった行為を受けた。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

関係児童の話を聴き取った担任教諭や保護者の聴き取りによれば、B、C、E は、A 退治と称して、追いかけて、手を掴むなどして捕まえたり、トイレまで追いかけて、トイレの個室に入ったA に対して、個室のドアを閉めたなどと述べている。また、H、は、A を追いかけて、捕まえていたと述べており、B や J は叩いたりしたこともあったと述べている。F は、A を大声で驚かすことはしていたと述べているが、他児らは、F が A に対する集団的な一連の行動について、指示をするなどの役割を担っていたと述べている。

これらについては、A からの訴えの内容と合致しているため、B、C、E、H が A 退治と称して、追いかけて、手を掴むなどして捕まえていたこと、B、C、E においては、トイレまで追いかけて、トイレの個室に入ったA に対して、個室のドアを閉めたこと、B や J は叩いたりしたことは認められる。もっとも、J が叩いたことは集団行動の中のものであるかどうかは確認できなかった。F については、一連の集団行動に参加していたと考えられるが、A に対して手を掴むなどの接触行為をしていたことは確認できなかった。

手を引っ張るといふ態様については、手を掴む態様のなかで、他児が掴んだままその手を放そうと A が抵抗すれば手を引っ張ることにもなることは推測できるので、手を引っ張ったことも認められる。

なお、集団的な行為について、ある児童は、「～から言われたからやった」、「やれと命令された」などと述べており、集団の中で一定の役割があったことがうかがえる。しかし、役割は随時変化していることもうかがえ、各児童に固定した役割があったことを確認することまではできなかった。また、集団の中でのそれぞれの児童の言動の程度にも多少・強弱があったことがうかがえるが、詳細までは確認できなかった。

G については、一回「A 退治」と言ったことがあると述べているが、追いかけるなどの行為に参加したことは確認できなかった。また、D、I が一連の集団行動に参加していたことは確認できなかった。

ウ 調査により把握した事実

B、C、E、F、H が A 退治と称して、追いかけて、手を掴む、手を引っ張るなどして捕まえた。B、C、E においては、トイレまで追いかけて、トイレの個室に入ったA に対して、個室のドアを閉めて閉じ込めた。B や J は A を叩いた。G については、一回「A 退治」と言った。

(2) ②について

ア A の保護者からの申立内容

同時期に複数児童から、廊下や階段踊り場で通せんぼをされ、体を投げられるなどされ、頭部を負傷した。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

上記（1）のとおり、B、C、E、F、H は、A を追いかけて捕まえていたから、捕まえるために通せんぼすることをしたことも推測できるので、通せんぼをしたことは認められる。

他方、A の体を投げたことについては、捕まえる過程で体を組み伏すような態様になったことの推測はできるものの、体を投げるなどの行為で頭部を負傷したことを認めるに足りる事情がないため、確認できなかった。

ウ 調査により把握した事実

B、C、E、F、H が A を廊下や階段踊り場で通せんぼしていた。

(3) ③について

ア Aの保護者からの申立内容

同時期に複数児童から、嫌な名前と呼ばれ、止めてと言っても止められなかった。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

本調査では、Aを嫌な名前と呼んでいたことは確認できなかった。

Aが言われたと述べる以上、あった可能性は否定できないが、具体的に認めるに足りる結果を得られなかったため、下記記載の通り認めることは困難であると考え。

ウ 調査により把握した事実

複数児童が、Aを嫌な名前と呼んで、Aが止めてと言っても止めてくれなかったことは確認できなかった。

(4) ④について

ア Aの保護者からの申立内容

同時期に複数児童から、トイレに行くことを妨害された。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

上記(1)(2)のとおり、B、C、E、F、Hは、Aを追いかけて捕まえていたり、通せんぼしたりすることをしたことは認められることから、一連の行為の中で、捕まえるためにAがトイレに行くことを阻んだことは十分に推認できる。

ウ 調査により把握した事実

同時期に複数児童から、トイレに行くことを妨害された。

(5) 各行為のまとめ

以上を鑑みると、以下の出来事が認められる。

- ・B、C、E、F、HがA退治と称して、追いかけ、通せんぼをする、手を掴む、手を引っ張るなどして捕まえたり、トイレに行くことを阻んだりした。Gは、他児とともにAに対して「A退治」と1回言った。
- ・B、C、Eにおいては、トイレまで追いかけて、トイレの個室に入ったAに対して、個室のドアを閉めて閉じ込めた。
- ・BやJはAを叩いたりした。
- ・これら一連の行為について、児童間で役割が随時変化していた。

3 いじめの認定

(1) いじめの定義

法2条は、「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

本調査においても、上記の定義に従って、本事案の各出来事が法上の「いじめ」に該当するかを検討する。

なお、前記で述べたとおり、本調査の目的は、「重大事態への対処並びに学校及び市教委の本事案への対応の問題点を明らかにし、同種事案の再発の防止を図ること」で、関係児童の責任の有無について判断したものではない。

(2) いじめの認定

集団で、A退治と称して、追いかけ、通せんぼをする、叩く、手を掴む、手を引っ張るなどして捕まえたり、トイレに行くことを阻んだり、トイレまで追いかけて、トイレの個室に入ったAに対して、個室のドアを閉めたりした行為は、Aに対する有形力の行使であり、また、傷つく言葉であるから、「心理的又は物理的に影響を与える行為」にあたる。また、複数名で追いかけて身体を自由を奪う行為や叩く行為は、物理的にAに対して痛みを与えるものである上、Aにとって恐怖心を抱くものであ

ることは容易に想像することができるため、「心身の苦痛」を与えるものである。「A 退治」との言葉も、それを受ければ精神的な苦痛を感じるのは容易に想像できる。

したがって、B、C、E、F、G、H、Jの行為は、「いじめ」に該当する。

DやGが、他児がAに追いかけている際に、Aにやめるよう伝え、Aの体を押さえたり、肩を押ししたりしたことについては、有形力の行使であるので、「心理的又は物理的な影響を与える行為」であるものの、その態様は他児の嫌がる行為を止めるために相当な範囲を超えたものであることを示す事情はなく、そのような行為が苦痛を感じるものであるとは通常考えられず、また、Aが殊更にこれらの行為によって苦痛を感じたと認められる事情もないため、「心身の苦痛を感じているもの」とはいえない。したがって、DやGの当該行為は、「いじめ」に該当しない。

第3 本事案の背景・見立て

1 幼稚園・保育所等と小学校との教育環境の違い

幼稚園・保育所等から小学校への移行期には、教育環境の違いが幼児・児童に大きな影響を与える。幼児教育段階では、個別対応や柔軟な環境調整が行われやすい一方、小学校では学級の人数や教職員の配置数、安全管理上等の制約が大きく、幼児教育と同様の対応を常時行うことが難しい状況がある。この環境の変化に対する十分な調整や説明が行われないうまま小学校での集団生活が始まったことは、本事案の重要な背景である。

2 低学年児童の発達段階の特性

感情や行動のコントロールが発達途上にある時期においては、言葉よりも行動が先行しやすく、児童間の誤解や衝突が生じやすい。こうした特性を踏まえた支援体制が、学校全体として十分に整えられていなかった点も、事案の長期化を招いた要因である。

3 公教育の構造的な問題

学級規模や教職員の業務負担といった、公教育全体が抱える構造的な制約が少なからず影響していた。限られた人員と時間の中で、最善を尽くそうとする努力があった一方で、結果として対応が後手に回った側面も否定できない。

第4 学校及び市教委の対応

1 学校の対応

(1) 初期対応と校内体制に関する整理

学級内で児童同士のトラブルや行動上の困難が見られた段階から、学級担任を中心として日常的な指導や声かけが行われていたことが確認できた。一方で、対応の中心が学級担任個人に置かれた状態が一定期間続いており、学年全体や管理職、校内支援体制がどの時点で、どのように関与するかについては、明確な整理がなされていなかったため、学校組織としての対応は十分とは言えなかった。対応が放置されていたわけではないが、対応の多くが学級担任個人の力量や判断に依存する形となり、特に低学年においては、児童の行動が発達段階の影響を強く受けることから、複数の教職員が関与し状況を多面的に共有する体制の在り方が課題として整理される。

(2) 児童理解と学級内の児童相互の関係に関する整理

関係児童の保護者への聴き取りから、学級内で見られた児童の行動の多くが、「友だちを守ろうとした」、「間違いを正そうとした」といった思いから生じていた。

しかし、その善意が集団の中で強調されることで、特定の児童(A)に対する言動が正当化され、結果として集団的な圧力へと変化していった。

また、この過程において、児童の行動をどのように学級担任が受け止めるかについて、「指導の対象」と「支援を要する状態」との整理が曖昧なまま対応が継続された結果、学級内において特定の児童(A)への注意や関わりが集中しやすい状況が生じていた。このことは、学校として意図したもの

のではないものの、児童集団の中に固定的な役割意識や一方向的な関係性を生み出す要因となつたと評価せざるを得ない。

(3) 保護者との連携・協力に関する整理

学校は、保護者からの相談や不安の声に対し、対応が個別的・断続的になりやすく、学校全体としての考え方や対応の方向性が、保護者にとって分かりやすい形で示されていなかった場面もあったと考えられる。

その結果、学校の意図や判断根拠が十分に伝わらず、保護者の不安や不信を解消しきれなかった点は、学校としての課題である。

また、児童の個々の特性を小学校が把握するために、早期に保護者と連絡を取り合っていなかった点も課題として整理される。

2 市教委の対応

学校の報告をもとに、学校を訪問し、授業への指導・助言を行い、児童の様子を観察した。また、学級担任と授業の在り方や児童の指導・支援について面談を重ねた。今後、学校の指導・支援体制の構築の在り方等、学校の個々の課題に的確に対応した支援を強化していくことが望まれる。

第5 再発防止策の提言

- 1 学級内で困難な事象が継続している場合に、学級担任のみに対応を委ねるのではなく、早期に管理職が関与し、各学年や全校の支援体制を構築する必要がある。これは、教職員の負担軽減と、より冷静で多角的な判断を可能にするための重要な視点である。
- 2 学級担任が、児童の行動を「指導すべき行動」として捉える視点と、「困りごとの表れ」として理解し、支援する視点の双方を、学校全体で共有する必要がある。そのためには、学級担任個人の経験値や価値観の視点のみで判断するのではなく、教職員間での定期的な振り返りや情報共有の機会を確保し、より多面的に判断できる組織体制の再構築が必要である。
- 3 幼稚園・保育所等と小学校との接続・連携については、小学校入学前の引き継ぎに加え、入学後一定期間における再確認・相談を制度的に位置付けることなどの工夫が求められる。また、個々の児童の発達特性など、引き継いだ情報を正確に校内で共有する体制を確立することが急務である。さらに、入学後も児童と幼児の交流を深めるなど、幼稚園・保育所等と小学校との連携を深め、相談や確認ができる関係を築いていくことが有効である。
- 4 保護者との連携・協力については、学校の考えや判断を分かりやすい言葉で説明し、必要に応じて複数の教職員が関与する対応を、学校運営上の基本姿勢としていくことが望まれる。そのため、保護者と連携をよくとり、心配なことや様々な出来事の情報共有をし、学校と保護者がともに児童を育てていくという姿勢で、保護者が相談しやすい環境づくりに努めることが必要である。

○ まとめとして

本事案は、学校運営、学級運営、児童の発達段階や特性への理解、学校の指導・支援体制など、複数の要素が重なり合っただけで生じた事象であり、学校がその構造的課題に向き合うことなくして、再発防止は図れない。

学校がこれまで誠意をもって対応を重ねてきたことを踏襲しつつ、本報告書が示す課題と提言を真摯に受け止め、児童一人一人が安心して学び、成長できる学校づくりが着実に進められることを期待する。

以上